

副本

平成29年(ヨ)第1213号大飯原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 児玉正人

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

(乙1~38号証の2)

平成30年2月5日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙1	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について	写し	H29.11.8	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、福島第一原子力発電所事故の原因について、津波に起因して全ての電源が喪失した結果、炉心損傷に至ったことと分析していること等
乙2	エネルギー基本計画	写し	H26.4	政府（閣議決定）	原子力発電の特長，エネルギー政策における原子力発電の位置付け等
乙3	川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告決定	写し	H28.4.6	福岡高等裁判所宮崎支部	福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定の内容
乙4	仮処分命令認可決定に対する保全抗告決定	写し	H29.3.28	大阪高等裁判所	大阪高等裁判所平成29年3月28日決定の内容 なお，上記決定のうち，当事者目録部分（406～410頁）は除いている。

乙5	大飯発電所 発電用原子炉設置許可申請書(3, 4号炉完本) (抜粋)	写し	H29. 5	債務者	<p>債務者が、本件発電所について、設置許可基準規則の規定を踏まえ、設計基準事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性並びに重大事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性を確認したこと</p> <p>また、「大飯発電所 発電用原子炉設置許可申請書(3, 4号炉完本)」は、申請書本文と、添付書類一ないし十からなるところ、乙5号証は、これらのうち、添付書類六、八及び十を抜粋したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類六は、本件発電所における地盤、地震、津波、火山等の状況について説明したものである。 ・添付書類八は、本件発電所の安全設計について説明したものである。 ・添付書類十は、本件発電所で事故(設計基準事故等及び重大事故等)が発生した場合において当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備について説明したものである。
乙6	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等	写し	H29. 9. 11	原子力規制委員会	新規制基準による審査において用いられる基準等

乙7	地震の基礎知識とその観測（抜粋）	写し	H13.6 (H29.6 最終改訂)	国立研究開発 法人防災科学 技術研究所理 事長岡田義光	「第1部 地震の基礎知識 (4.2 地震の発生様式と火 山)」において、海溝型地震 については、時としてM8 級に達する巨大地震が生起 しているのに対し、内陸型 地震については、地震の大 きさは通常M7級どまりで ある、と説明されているこ と
乙8	日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－＜第2版＞（抜粋）	写し	H21.3	地震調査研究 推進本部 地震調査委員 会	陸域では、地震を発生させるような硬さを持つ岩盤が存在するのは、せいぜい地下15～20km程度の深さまでで、それより深いところでは、岩盤に力がかかっても急激な破壊は起こさず、ゆっくり変形してしまうと考えられており、陸域で発生する規模の大きな地震は、その震源が20km程度より浅くなること
乙9	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	写し	H29.11.29	原子力規制委 員会	設置許可基準規則の具体的な解釈
乙10	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	写し	H25.6.19	原子力規制委 員会	新規制基準の下で原子力規制委員会が定めた標記審査ガイドの内容
乙11	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について	写し	H24.3	原子力安全・ 保安院	原子力安全・保安院が、福島第一原子力発電所事故の原因について、津波に起因して全ての電源が喪失した結果、炉心損傷に至ったことと分析していること

乙 12	調査と情報第 756 号 「福島第一原発事故 と 4 つの事故調査委 員会」	写し	H24. 8. 23	国立国会図書 館 経済産業調査 室・課	政府，民間，東京電力株式 会社の各事故調査報告書 は，福島第一原子力発電所 事故において，地震動によ って同発電所の重要機器に 機能を損なうような破損が 生じたことを認めていない こと等
乙 13	「発電用原子炉施設 に関する耐震設計審 査指針」等の耐震安 全性に係る安全審査 指針類の改訂等につ いて	写し	H18. 9. 19	原子力安全委 員会	平成 18 年の耐震設計審査指 針改訂の経緯や改訂後の耐 震設計審査指針の内容等 (別添 1 が改訂後の耐震設 計審査指針である。)
乙 14	福島原子力事故調査 報告書 添付資料 (抜粋)	写し	H24. 6. 20	東京電力株式 会社	東京電力株式会社が，東北 地方太平洋沖地震時の福島 第一原子力発電所各号機の 原子炉建屋基礎版上で取得 された観測記録の応答スペ クトルが，一部の周期帯に おいて基準地震動 S s によ る応答スペクトルを上回っ ているものの，概ね同程度 と評価していること，及び その観測記録のはぎとり解 析結果を踏まえて同社が 「解放基盤表面における地 震動は，概ね基準地震動 S s と同程度のレベルであつ たことが確認できる」と結 論付けていること
乙 15	福島第一原子力発電 所事故 その全貌と明日に向 けた提言 －学会事故調最終報 告書－ (抜粋)	写し	H26. 3. 11	一般社団法人 日本原子力学 会 東京電力福島 第一原子力発 電所事故に関 する調査委員 会	日本原子力学会が，他の各 事故調の検討結果も踏ま え，最新の情報に基づいて 取りまとめた報告書におい ても，東北地方太平洋沖地 震の地震動による，福島第 一原子力発電所の安全機能 に深刻な影響を与える損傷 はなかったと判断されてい ること

乙16	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書	写し	H26. 10. 8	原子力規制委員会	福島第一原子力発電所事故に関して、原子力規制委員会が、「国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている事項」を対象に検討を進めた結果、福島第一原子力発電所1号機での非常用交流電源系統の機能喪失等は、津波の影響によるものであるとされていること
乙17	原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針	写し	H23. 8. 15	政府（閣議決定）	「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」の内容
乙18	原子力事故再発防止顧問会議 提言（抜粋）	写し	H23. 12. 13	原子力事故再発防止顧問会議	原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方等に関して政府が専門家の意見を聴くために開催した「原子力事故再発防止顧問会議」の提言の内容
乙19 の1	Report of the International Workshop on Nuclear Safety Regulation	写し	H24. 1頃	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室	国際原子力機関（IAEA）等の国際機関、海外の原子力安全規制組織の関係者等が日本の原子力安全規制に関する制度改革の在り方等について議論を行う「原子力安全規制に関する国際ワークショップ」が開催され、改革に向けた助言が示されたこと、及びその内容
乙19 の2	上記の訳文	写し			
乙20	原子力安全規制の転換 (http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/pdf/120106siryou.pdf)	写し	H24. 1. 6	不明（内閣官房ウェブサイトに掲載）	福島第一原子力発電所事故後の原子力安全規制の転換に向けた動き

乙 21	原子力規制委員会の組織理念	写し	H25. 1. 9	原子力規制委員会	原子力規制委員会の組織理念の内容
乙 22 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yaushikisyu/sihin_anzenki_jyun/index.html)	写し	H30. 2 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」の会合が、平成 24 年 10 月から平成 25 年 6 月までの間に 23 回開催されたこと
乙 22 の 2	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」名簿	写し	H24. 10. 25	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」（「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」という名称は、平成 25 年 4 月の改称前のもの）の構成員
乙 22 の 3	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」について（案）	写し	H24. 10. 25	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等

乙 23 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/shin_seidoseibi/index.html)	写し	H30.2 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の会合が、平成 24 年 11 月から平成 25 年 10 月までの間に 12 回開催されたこと
乙 23 の 2	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」名簿	写し	H24. 11. 20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の構成員
乙 23 の 3	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」について	写し	H24. 11. 20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等
乙 24 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/shin_taishinkijyun/index.html)	写し	H30.2 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」の会合が、平成 24 年 11 月から平成 25 年 6 月までの間に 13 回開催されたこと

乙 24 の 2	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」構成員	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」（「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」という名称は、平成 25 年 4 月の改称前のもの）の構成員
乙 24 の 3	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」について（案）	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯，同チームの会合は公開されたこと等
乙 25	原子力規制委員会が，電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり，参考として，外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について	写し	H24. 10. 10	原子力規制委員会	原子力規制委員会が新規規制基準の制定にあたって意見を聴取する外部有識者については，透明性・中立性を確保するため，電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められる等の要件が定められていたこと
乙 26	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）	写し	H24. 3. 14	原子力安全基準・指針専門部会 安全設計審査指針等検討小委員会	「原子力安全基準・指針専門部会」の「安全設計審査指針等検討小委員会」における安全規制に関する検討結果の内容

乙27	原子力安全基準・指針専門部会 第6回地震・津波関連指針等検討小委員会 議事次第	写し	H23. 10	原子力安全委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会において、IAEAやアメリカの原子力規制機関(U.S.NRC)等による福島第一原子力発電所事故に関連する調査報告書等を踏まえた検討が行われていること(「4. 配布資料」の参考資料第2号)
乙28	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について(とりまとめ)	写し	H24. 3. 14	原子力安全基準・指針専門部会 地震・津波関連指針等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会における安全規制に関する検討結果の内容
乙29	平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を考慮した原子力発電所の地震・津波の評価について～中間取りまとめ～	写し	H24. 2. 16	経済産業省 原子力安全・保安院	「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」(「地震・津波に関する意見聴取会」)における検討状況
乙30	平成23年東北地方太平洋沖地震による福島第一及び福島第二原子力発電所の原子炉建屋等への影響・評価について～中間取りまとめ～	写し	H24. 2. 16	経済産業省 原子力安全・保安院	「建築物・構造に関する意見聴取会」における検討状況
乙31	発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案に対する意見募集の結果について	写し	H25. 4. 3	原子力規制庁 技術基盤課 安全規制管理官(地震・津波安全対策担当)付	新規制基準の骨子案に対する意見公募手続(パブリックコメント)が、平成25年2月に実施されたこと、及びその結果等

乙 32	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集の結果について	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	新規制基準（内規を含む）に対する意見公募手続（パブリックコメント）が、平成 25 年 4 月から 5 月にかけて実施されたこと、及びその結果等
乙 33	「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に対するご意見募集について	写し	H25. 2. 6	原子力規制委員会	新規制基準の制定過程で、骨子案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 34 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	新規制基準の案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 34 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	
乙 35 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に関連する内規に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会	新規制基準に関する原子力規制委員会の内規案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 35 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会	

乙36 の1	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成25年度」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h25.html)	写し	H30.2 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	本件発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の開催状況
乙36 の2	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成26年度」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h26.html)	写し	H30.2 ウェブサイトより取得		
乙36 の3	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成27年度」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h27.html)	写し	H30.2 ウェブサイトより取得		
乙36 の4	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成28年度」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h28.html)	写し	H30.2 ウェブサイトより取得		

乙36 の5	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合」 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisyu/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/index.html)	写し	H30.2 ウェブサイトより取得		
乙37	新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について	写し	H25.7.10	原子力規制庁	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合は、一般傍聴及びネット中継により公開され、資料もウェブサイト等で随時公開されること、及びヒアリングについては議事概要が公開されるとともに、資料もウェブサイト等で随時公開されること
乙38 の1	大飯発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について	写し	H29.5.24	原子力規制委員会	本件発電所が、新規制基準適合性審査において、原子力規制委員会の審査を経た上で、原子炉設置変更許可を受けていること等
乙38 の2	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書	写し	H29.5.24		